

# 令和4年度 寒川町指定地域密着型サービス事業者募集要項

## 1 募集の趣旨

地域密着型サービスは、高齢者が住み慣れた地域において暮らし続けていくことができるよう、身近な生活圏域内において提供される地域に密着したサービスです。

寒川町では、「第8次高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）」において、地域密着型サービスの必要量を定め、当該サービスの整備をしていくため、また、サービスの質及び公平性、透明性の確保の観点から運営事業者を広く募集し、最も適当と判断される事業者の選定を行います。

## 2 募集を行うサービス・定員等

| 募集するサービス   | 定員等   | 事業所数 |
|------------|-------|------|
| 認知症対応型通所介護 | 12人以下 | 1事業所 |

## 3 募集を行う地域等

寒川町では、町内全体で日常生活圏域数を1としていることから、募集を行う地域については町内全域が対象となります。

※整備検討区域等、計画地に関するご確認は十分をお願いいたします。

## 4 事業の開始年度

令和4年度中（令和5年3月31日まで）には、寒川町の事業所指定を受け、事業を開始していただきます。

## 5 応募から事業開始までのスケジュール

地域密着型サービス事業者等の募集についての一連のスケジュールは、次のとおりです。

|                           |                             |
|---------------------------|-----------------------------|
| 町広報・ホームページにて周知<br>募集要項の配布 | 令和4年9月1日～<br>(町広報は9月1日号に掲載) |
| 応募受付期間                    | 令和4年9月1日～<br>令和4年11月30日     |

|                                  |               |
|----------------------------------|---------------|
| 書類審査・現地調査等                       | 令和4年12月       |
| 応募書類及びプレゼンテーションによる選定             | 令和4年12月下旬（予定） |
| 選定結果公表                           | 令和5年1月上旬（予定）  |
| 事業所開設準備                          | 令和5年1月上旬以降    |
| 町介護保険運営協議会の意見聴取<br>のうえ事業所指定・事業開始 | 令和4年度中        |

## 応募方法

### 1 応募期間と応募方法

令和4年11月30日（水）までに、町担当あてに必要な書類を提出してください。なお、提出にあたっては、事前に町担当へ電話連絡していただき、日程調整のうえ来庁していただきますようお願いします。

- ※ 土・日・祝日は除く、9時から12時、13時から17時の間
- ※ 郵送での書類提出はできません。町担当まで直接ご持参ください。

#### 【町担当連絡先】

担当：寒川町 健康福祉部 高齢介護課 介護保険担当  
電話：0467（74）1111（代表）内線134

### 2 応募する者の資格要件

応募する者（事業の運営を行う事業者）が、次の(1)～(10)のいずれかに該当している場合には、応募することが出来ません。

- (1) 介護保険法第78条の2第4項若しくは第115条の12第2項に該当する者
- (2) 介護保険事業の実績のない法人
- (3) 事業所の開設に伴い必要となる施設、備品、サービス、人員等の整備等に係る売買、賃貸借、委託、請負、雇用等に関する契約の相手方又は

近隣住民との間で法的紛争が生じている者で、継続的かつ安定的な介護サービスの提供ができなくなるおそれのある者

- (4) 町との協議の中で、事前協議者自ら又は役員等若しくは第三者をして、虚偽の言動若しくは約束の不履行をし、又は正当な理由がなく町からの指導等に従わない等介護保険事業を営むための適格性を欠くと町長が判断した者
- (5) 本町又は他の市町村において競争入札に係る指名停止の措置要件に該当している者
- (6) 税金の滞納がある者
- (7) 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、重大な社会的影響を及ぼしている者
- (8) 事業所の開設、整備、運営等に必要な自己資金等の確保ができない者
- (9) 事業所の開設、整備、運営等に必要な自己資金等について借入を行っている場合で、その借入金の返済計画が適切でなく、かつ、実現性のあるものでない者
- (10) 事業所の年間予定事業費の12分の2以上に相当する資金を有していない者

※ その他、介護保険法をはじめとした関係法令等の規定を遵守できていることが必須となります。

### 3 事業所を開設する土地の要件

応募する者（事業の運営を行う事業者）が、事業所を開設しようとする土地の要件は、次の(1)～(5)の全てに該当している必要があります。

- (1) 事業所開設予定地が特定されていること
- (2) 事業所開設予定地について、所有権を有していること若しくは有する見込みであること又は貸付若しくは使用許可を受けていること若しくは受ける見込みであること
- (3) 事業所開設予定地が土砂災害のおそれがある箇所に所在していないこと
- (4) 事業所開設予定地が法令等に基づく許認可等の処分を要する場合は、当該処分が受けられること又は認可が受けられる見込みであること

※ その他、介護保険法をはじめとした関係法令等の規定を遵守できていることが必須となります。

## 4 応募書類

期日までに、次の(1)～(17)の書類を正本（1部）と副本（コピー可：7部）を揃えて提出してください。なお、提出された書類に不備がある場合は補正を求めることがありますので、期限に余裕を持って提出してください。

- (1) 地域密着型サービス事業所等指定申請事前協議書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) 事業実績書（第3号様式）
- (4) 指導監査実施状況（(3)の事業所の過去2年間の指導等の結果の写し）
- (5) 法人代表者経歴書（第4号様式）
- (6) 誓約書（第5号様式）
- (7) 定款
- (8) 法人の登記事項証明書（3か月以内のもの）
- (9) 決算書（直近3年分）
- (10) 納税証明書（国税（法人税、消費税）、法人県民税（神奈川県分）、町税（寒川町分）法人町民税、固定資産税）
- (11) 資金計画（返済、資金収支、損益収支等が分かる書類）
- (12) 図面（都市計画の用途がわかる用途図、位置図、平面図等）
- (13) 土地及び建物の全部事項証明書（3か月以内のもの）
- (14) 賃貸借契約書、合意書等
- (15) 協力（予定）医療機関との合意書等
- (16) 法人の事業概要を記した資料等（会社案内等）
- (17) その他、必要と認められる書類等

## 5 その他

- (1) 当要項記載の要件以外にも、介護保険法・建築基準法など、関係する法令等の規定を遵守している必要がありますので、あらかじめ各関係機関等と調整・相談を行ってください。また、事業の遂行にあたり、土地所有者、近隣住民、その他関係者等とトラブルのないよう、運営事業者の責任で関係者等への詳細な説明等を行ってください。
- (2) 応募書類の提出後、応募を取り下げの場合には、「地域密着型サービス事業所等指定申請事前協議辞退届出書（第13号様式）」を提出してください。
- (3) 応募書類を町で受理した後であっても、当要項の要件及び関係法令等の規定が遵守できなくなった場合には、応募を取り下げしていただくこ

とがあります。

- (4) 書類の作成、その他応募に係る一切の費用は、選定結果にかかわらず応募者負担となります。
- (5) 提出された書類は返却いたしません。
- (6) 提出された書類は寒川町情報公開条例に基づき、情報公開の対象となる可能性があります。

## 選定方法

### 1 選定

運営事業者の選定は、「寒川町指定地域密着型サービス等事業候補者選定要領」に基づき、書類審査、事業者によるプレゼンテーションにより選定します。

また、必要に応じてヒアリング、現地調査等を実施します。

- ※ プレゼンテーションの日時等の詳細については、改めてご連絡します。
- ※ プレゼンテーションは企業情報等の保護の観点より、非公開とします。
- ※ 選定審査内容、進捗状況など選定に係わる事項については、いかなるお問い合わせにも応じることができません。

### 2 選定結果

選定結果は、すべての応募者へ文書により通知するとともに、応募の概況及び事業候補者について、町ホームページで公表します。

### 3 選定結果後の取扱い

運営事業者決定後は、町主管課等と協議・調整しながら事業所開設に係わる準備等を進めていただきますが、次の点に留意してください。

- (1) 運営事業者として選定されても、事業所指定及び事業開始できることが確定したものではありません。建築物等の完成後に別途事業所の指定申請が必要となります。
- (2) 運営事業者として選定後、事業計画を変更、若しくは事業計画を中止する場合には、町長に変更届出等を行い、承認を受ける必要があります。
- ※ 計画地の変更等、大幅は事業計画変更は認められません。
- (3) 運営事業者として選定後、当要項の要件及び関係法令等の規定が遵守

できなくなった場合、若しくは町長が不相当と認めた場合には、選定を取り消す場合があります。

〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山165番地

寒川町 健康福祉部 高齢介護課 介護保険担当

電話：0467(74)1111 (代表) 内線134

FAX：0467(74)5613

メール：[kourei@town.samukawa.kanagawa.jp](mailto:kourei@town.samukawa.kanagawa.jp)